

キャッシュカード振込機能の 一部利用制限について (振り込め詐欺防止対策)

当金庫は、多発する振り込め詐欺被害、特に急増するキャッシュカードによる振り込みに不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」被害を防止するため、緊急対応として、下記のとおり、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施させていただきます。

対象となるお客さまには大変ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、なにとぞご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げます。

記

次のお客さまはATMのキャッシュカードによる振り込みを制限させていただきます、振り込みができなくなります。(振込限度額を「0円」とさせていただきます。)

(1) 対象となるお客さま

70歳以上、かつ、直近3年以上キャッシュカードによる振り込みをされていない口座のお客さま

(2) 対応開始日

平成29年3月1日(水)より

(3) 上記のお客さまがキャッシュカードによる振り込みを希望される場合

平日の営業時間内に、本人確認書類(運転免許証・パスポート・個人番号カード等の写真付きの身分証明書)・キャッシュカード・お届け印をご持参の上、当金庫の窓口へお申し出いただくことで、振り込みを可能とさせていただきます。

キャッシュカードによる預入れや引出しは従来どおりご利用可能です。

以上



富士宮信用金庫